

徳島県規則第六十二号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百八十八号の二を次のように改める。

三百八十八の二 国の機関の長等による建築物等の計画の通知に伴う建築基準関係規定

適合審査手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百八十八号の二の次に次の四号を加える。

三百八十八の三 国の機関の長等による建築物の計画の通知に伴う構造計算適合性判定

手数料

三百八十八の四 国の機関の長等による建築物等の工事の完了の通知に伴う検査手数料

三百八十八の五 国の機関の長等による建築物の特定工程に係る工事の終了の通知に伴

う検査手数料

三百八十八の六 検査済証の交付を受ける前における国等の建築物等の仮使用認定申請

手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百の次に次の一号を加える。

四百の二 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。